令和８年度　第５回

日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和８年（２０２６年）８月１８日

日野市教育委員会

令和８年度第５回日野市教育委員会定例会

開催日時	令和８年（２０２６年）８月１８日（火） １４時００分～１４時１１分
開催場所	５０６会議室
出席委員	教育長　白石　高士　　教育長職務代理者　髙木　健夫 委員　真野　広　　委員　正留　久巳 委員　岩下　優美子
議事録署名委員	委員　真野　広
事務局出席者	教育部長　中田　秀幸　　教育指導担当部長（兼教育指導課長）　宇田川　裕美 生涯学習担当部長（兼ふるさと文化財課長）　飯倉　直子　　庶務課長　川崎　文紀 教育施策担当課長　高橋　幸一郎　　統括指導主事　前田　健太 生涯学習支援課長　大村　国博
傍聴者	なし
書記	庶務課庶務係長　岸本　洋輔 教育指導課課長補佐（兼庶務課）　清水　辰也
議事内容	別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名
教育長　白石高士

議事録署名
委員　真野　広

議事内容

議案

第３３号　日野市立小学校教科用図書の採択について

第３４号　日野市立中学校教科用図書の採択について

第３５号　日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

第３６号　令和８年第３回日野市議会定例会の議案（補正予算）について

第３７号　教育委員会職員の分限休職の専決処分について

第３８号　教育委員会職員の分限休職について

請願審査

第 8-5 号　自民・維新・国民民主・参政が衆院に共同提出した“国旗損壊罪”創設法案は、立法事実も保護法益もないと、本市立小中の児童・生徒・教職員に周知頂きたい等の請願～指導要領が「新聞の活用」を謳っていることも踏まえて

報告事項

第１４号　令和８年第１回日野市議会臨時会の報告

第１５号　行政情報の公開請求

第１６号　保有個人情報の開示請求

（議事の要旨）

開始１４時００分

［白石教育長］
ただいま、令和８年度第５回教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
［白石教育長］
異議なしと認め、傍聴を許可いたします。
本日の議事録署名は、真野委員にお願いをいたします。
本日の案件は、議案６件、請願審査１件、報告事項３件です。
会議の進め方ですが、請願第８－５号は、議事の最後に審査したいと思います。
また、議案第３６号から３８号及び報告事項第１６号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
［白石教育長］
異議なしと認め、請願第８－５号の審査は公開する議事の最後に行います。
また、会議規則第１０条により、議案第３６号から３８号及び報告事項第１６号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。
それでは、議事に入ります。
議案第３３号　日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部担当部長。

○議案第３３号　日野市立小学校教科用図書の採択について

［宇田川教育部担当部長］
教育部担当部長でございます。
議案第３３号　日野市立小学校教科用図書の採択について、御説明いたします。
議案書１ページをお開きください。
提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第６号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第１項及び第１４条、同法施行令第１４条第１項及び第１５条第１項の規定に基づき、令和９年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。
次の２ページをお開きください。
ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。小学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和５年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条に義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするとありますため、このよ

うな形で提案するものでございます。
なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は４年と規定されております。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

［白石教育長］
御質問・御意見がございましたらお願いします。
それでは、私から１つ質問をさせてください。小学校の教科書を使って、これで３年目になるかと思いますが、これまで小学校はこの教科書を使ってきて、何かこの辺が使いづらいとか、非常に問題があるとかという声というのは学校から上がってきているのはあるんでしょうか。教育部担当部長。

［宇田川教育部担当部長］
現在ですけれども、特に各学校より、この課題等についての御意見は事務局のほうには届いていない状況でございます。

［白石教育長］
ありがとうございます。ほかに御質問・御意見はございませんか。
なければ、これにて終決します。
お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択についてを原案のとおり可決することに異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
［白石教育長］
異議なしと認めます。議案第３３号は原案のとおり可決されました。
議案第３４号　日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。
教育部担当部長。

○議案第３４号　日野市立中学校教科用図書の採択について

［宇田川教育部担当部長］
教育部担当部長でございます。
議案第３４号　日野市立中学校教科用図書の採択について、御説明いたします。
議案書３ページをお開きください。
提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第６号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第１項及び第１４条、同法施行令第１４条第１項及び第１５条第１項の規定に基づき、令和９年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。
次のページ、４ページをお開きください。

ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。中学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和６年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条に義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするとありますため、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は４年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

［白石教育長］

御質問・御意見がございましたらお願いをします。

じゃあ私から。先ほどと同じく、小学校と同じく中学校においても学校からの声というのは上がっていませんか。教育部担当部長。

［宇田川教育部担当部長］

中学校におきましても、小学校と同様に、特段こちらのほうに御意見は届いてはおりません。

［白石教育長］

ありがとうございました。ほかに御質問・御意見はございませんか。

なければ、これにて終決します。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択についてを原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

［白石教育長］

異議なしと認めます。議案第３４号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第３５号　日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部担当部長。

○議案第３５号　日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

［宇田川教育部担当部長］

教育部担当部長でございます。

議案第３５号　日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

議案書５ページをお開きください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第６号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第１項及び第１４条、同法施

行令第１４条第１項及び第１５条第１項、学校教育法附則第９条第１項、同法施行規則第１３９条の規定に基づき、令和９年度に日野市立小中学校の特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小中学校の特別支援学級で特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第９条第１項、同法施行規則第１３９条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとされております。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきまして、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第９条第１項に規定する一般図書から採択することとなります。各学校が文部科学省検定教科書を選定している場合については、特別支援学級でも通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用いたします。小学校につきましては、令和５年度に採択され、令和９年度まで使用する教科用図書を、中学校につきましては、令和６年度に採択され、令和１０年度まで使用する教科用図書を特別支援学級でも使用いたします。

６ページを御覧ください。

特別支援学級教科用図書採択資料、調査研究の趣旨について、枠囲みの中の記載内容となります。（１）特別支援学級における教科用図書の調査研究についてを御覧ください。今年度は、令和８年６月１７日付の文書にて、各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究を依頼いたしました。各学校において、教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から７月３日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

（２）調査研究の基本的な考え方を御覧ください。次の３点が基本的な考え方でございます。①児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること、②可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること、③学年進行に当たって、上の学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮することを踏まえて各学校で調査研究を実施しました。

各学校の調査研究結果を一覧に整理したものが枠囲みの下にございます。各学校の調査研究結果一覧にも示しております。令和９年度については、各学校とも、学年ごとで教科用図書を選択しております。２行目の日野第三小学校の欄を御覧ください。学年を単位として選定をしており、国語、算数、音楽、図工、道徳が文部科学省検定教科書、書写、社会、理科、生活、家庭、保健、英語は一般図書を選定しております。

８ページから４３ページまでは各学校で調査研究を行い､報告された資料でございます。各ページの図書名の前に示された〇検、〇文、〇市という表記でございますけれども、〇検は、文部科学省検定教科書、〇文は文部科学省著作教科書、〇市は学校教育法附則第９条に規定された一般図書を著しております。

また、横軸にございます教科書の記号番号について、記載のあるものについては、東京都教育委員会が調査研究を行った図書から選定しております。空欄のものについては、学校が独自で調査研究を行い、選定しております。

特別支援学級の教科用図書の選定といたしましては、学校教育法附則第９条に規定する

一般図書から６７冊、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書から２冊、文部科学省検定教科書から７７冊を選定しており、それぞれの障害の種別、程度等、個々の状況に応じて各学校から選定した報告がありました。

以上で特別支援学級教科用図書の調査研究の経過並びに採択に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

［白石教育長］

御質問・御意見がございましたらお願いします。

なければ、これにて終決します。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

［白石教育長］

異議なしと認めます。議案第３５号は原案のとおり可決されました。

報告事項第１４号　令和８年第１回日野市議会臨時会の報告について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第１４号　令和８年第１回日野市議会臨時会の報告について

［川崎庶務課長］

庶務課長でございます。

議案書５７ページを御覧ください。

報告事項第１４号　令和８年第１回日野市議会臨時会の報告について、御報告させていただきます。次ページをお開き願います。

１、会期は７月３０日、木曜日、１日でございました。２、議案は、市長提出議案１件、うち教育委員会に関するものはございませんでした。

報告は以上でございます。

［白石教育長］

御意見・御質問がございましたらお願いします。

なければ、報告事項第１４号を終了いたします。

報告事項第１５号　行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第１５号　行政情報の公開請求について

［川崎庶務課長］

庶務課長でございます。

議案書５９ページを御覧ください。

報告事項第１５号　行政情報の公開請求について、御報告させていただきます。

次ページをお開き願います。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。
報告は以上でございます。
［白石教育長］
御意見・御質問がございましたらお願いします。
なければ、報告事項第１５号を終了いたします。
請願第８－５号　自民・維新・国民民主・参政が衆院に共同提出した“国旗損壊罪”創設法案は、立法事実も保護法益もないと、本市立小中の児童・生徒・教職員に周知頂きたい等の請願～指導要領が「新聞の活用」を謳っていることも踏まえて。事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第８－５号　自民・維新・国民民主・参政が衆院に共同提出した“国旗損壊罪”創設法案は、立法事実も保護法益もないと、本市立小中の児童・生徒・教職員に周知頂きたい等の請願～指導要領が「新聞の活用」を謳っていることも踏まえて

［川崎庶務課長］
庶務課長でございます。
議案書５３ページを御覧ください。
請願番号、請願第８－５号。
受付年月日、令和８年７月９日。
件名、請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。
次ページ、５４ページから５５ページが請願の要旨でございます。
説明は以上でございます。
［白石教育長］
請願者より請願の事情を述べたい旨申出がありましたが、お越しになっておりませんので、審査に移ります。この件につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いします。正留委員。
［正留委員］
意見です。本請願を読ませていただきました。請願の背景と、請願を実行いただきたいお願いなど､及び具体的事実と請願､分析事項の２－１から２－６について読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。
以上です。
［白石教育長］
ほかに御質問・御意見はございませんか。
なければ、これにて終決いたします。
本請願については、不採択という御意見がありました。これを不採択とすることに異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

［白石教育長］

異議なしとのことですので、請願第８－５号につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

これより、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

［白石教育長］

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席をしてください。

（関係者以外退室）

閉会１４時１６分